

平成30年度 部長マニフェスト 健康福祉部長 大川潤一

部の概要			
所属課と人員 (H30.4.1現在)	福祉総務課・しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課(地域包括ケア推進担当含む) 健康増進課(健康づくり担当含む)	146人	

部の運営方針

健康福祉部は、市民が安心して地域で暮らし続けられる施策を展開してまいります。
住まいの問題や生活の困りごとが生じた際に、市役所に気軽に相談ができ、きちんと問題を解決できる仕組みの実現を目指します。保健師等が地域に向かい、市民の健康づくりに向けた意識の醸成を図り、市民による健康推進が可能な仕組みづくりに取り組みます。平成29年度に策定した国立市地域福祉計画、国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画、国立市地域包括ケア計画等について、その取組状況を把握し計画を推進します。
国立市社会福祉協議会と協力して、ソーシャルインクルージョンの理念を柱に、人を大切にして、互いに支えあえる地域づくりを推進していきます。

平成30年度の重点項目

項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1 地域包括ケアのさらなる推進	平成29年度から配置している地域生活支援コーディネーターの活動をサポートしつつ、新たな地区への配置を展開します。 市地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、認知症の状態にあわせた支援策を見える化した認知症ケアパスの作成に取り組みます。 市民の望む在宅医療のあり方について、10年後の見える姿を明確にするため、平成30年度中に国立市地域医療計画を策定します。 市民主体でフレイル(虚弱)予防に取り組み、第2期フレイルサポーターを養成します。また、市内3か所でフレイル測定会を実施し、フレイル予防の普及・啓発を図ります。	平成31年2月に中地区に地域生活支援コーディネーターを新たに配置し、北、東、矢川と合わせて4か所での活動を展開しました。 国立市在宅療養推進連絡協議会に置いた認知症地域連携部会で、議論された意見を認知症地域支援推進員がとりまとめ、平成31年2月に国立市認知症ケアパスを作成しました。 国立市地域医療計画策定委員会の協議と市民意見交換会等の意見を反映して、平成31年3月に国立市地域医療計画を策定しました。 フレイル予防の普及・啓発のため、第2期フレイルサポーターを15名養成し、第1期のフレイルサポーター20名とともに、年間を通じて、フレイル測定会を市内3か所で開催しました。	A
2 『国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例』のさらなる普及・啓発	本条例について、広く市民の理解を得るための普及・啓発を継続する。平成30年12月の障害者週間に合わせて啓発イベントを開催する。また、庁内連携により、対応要領の作成、研修実施等に取り組む。なお、都による「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(仮称)」制定に向けた動向を把握し、市の取組みにも反映していきます。	障害者週間に合わせた啓発に関する取り組みとして、市長室、教育指導支援課、児童青少年課と連携した12月9日の児童発達支援に係るイベントで、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の活動展を開催しました。 また、1月6日の市長室人権事業と共催し、共生社会理解促進事業としてしょうがい福祉作業所の活動展を開催しました。 障害者差別解消法や都条例、市条例を踏まえた合理的配慮の観点から、しょうがいしゃ団体と市内施設等を所管する関係各課と合同で、バリアフリーの推進状況を確認するため、現地調査を実施し、問題点等の把握につとめました。 今後、都条例の内容を踏まえて、市条例の対応要領の作成に取り組んでいきます。	C
3 予防健康施策の推進	関係各課及び関係機関との連携を図り、被保険者の健康づくりの推進及び医療費の適正化を強化していきます。 糖尿病性腎症重症化予防事業について、平成30年度は、事業参加者20人を目標とします。また、薬の飲み忘れ等による残薬管理について、国立市薬剤師会との協力体制を軸に、平成30年10月からの事業実施を目指します。 がんアクションプランに基づき、がん予防に関する知識の普及と胃がんリスク検診の周知などについて、民間事業者と連携して推進していきます。	糖尿病性腎症重症化予防事業は、目標の20名には至りませんでした。15名が参加し、途中での辞退者もなく実施できました。残薬管理事業については、国立市薬剤師会及び市内薬局の協力が得られ、平成30年10月から「くにたち活薬バッグ」の配布・残薬管理対応を実施しています。 民間事業者や市民と協力し、がん予防や健康づくりに関する知識の普及として、平成31年1月19日にはヤクルトとの共催で健康フォーラム、2月5日には多摩青果協賛でフレイル予防講演会を実施し、いずれも130名～140名程度のご参加をいただきました。特にフレイル予防講演会には、健康づくり推進員の市民ボランティアに当日のスタッフとしてご協力をいただきました。	B

4	住まいの支援策立案に向けた取り組み	<p>高齢者、しょうがいしゃ、生活に困窮している方が、住まいを円滑に確保できる支援策の立案に向けた取り組みに着手します。その支援策検討のための庁内検討会を平成30年5月を目途に設置します。まずは、検討会において、不動産業者へのアンケート等により、住宅確保が必要な方の現状を把握し、課題を抽出して支援策を検討します。</p>	<p>平成30年5月以降、庁内検討会を7回実施し、不動産業者へのアンケート結果を踏まえ、居住支援施策の構築等について検討し、課題を整理しました。</p> <p>次年度以降、外部機関等を交えた居住支援連絡会として、庁内案内窓口の機能強化による住宅確保要配慮者と住宅のマッチング促進等の具体的な支援施策を検討していきます。</p>	B
5	成年後見制度の利用促進	<p>くにたち権利擁護センターと連携して、成年後見制度の利用促進にむけた取り組みを行います。</p> <p>平成30年10月を目途に市民後見人の育成事業を実施し、平成30年12月までに成年後見制度利用促進基本計画策定のための組織立ち上げを図ります。</p>	<p>成年後見制度の利用促進にむけて、くにたち権利擁護センターとの情報交換を重ね、市社会福祉協議会が実施する市民後見人の育成事業に市が協力しました。平成30年11月～12月で養成講座を実施し、6名が受講、4名が市民後見人候補者となりました。</p> <p>平成31年度に、成年後見制度利用促進のための条例制定を提案し、成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けた組織の立ち上げを行います。</p>	C
6	セーフティネットの充実・強化	<p>憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民等に対して健康で文化的な生活を保障します。また、理論と実践に裏打ちされた対人援助技術に基づき、積極的かつ継続的に支援を行うため、ケースワークの活動量を増やすとともに、中長期的な視点でケースワーカーの人材育成を行います。</p>	<p>生活に困窮する市民等に対して、ふくふく窓口や地域包括支援センター、しょうがいしゃ支援課等との連携を密にし、丁寧な対応につとめました。</p> <p>生活保護業務全般の事務遂行過程を見直し、適正化を図り、収納課との連携体制を構築しながら、適正な債権管理を遂行しました。</p> <p>ケースワーカーの訪問活動を増やし(訪問率99%)、人材育成に向けた課題の整理に取り組みしました。</p>	B
7	事務事業の見直しと事務の効率化の推進	<p>新たな行政需要への対応及び市民サービスの向上のため、既存の事務事業の見直しや事務の効率化を進めます。</p>	<p>既存の事務事業の見直しについて、第7期地域包括ケア計画、介護保険運営協議会等での検討を受け、高齢者入院見舞金支給事業、高齢者保養施設利用助成事業、ふれあい牛乳支給事業、高齢者入浴券支給事業、シルバー学習講座利用助成事業について、改廃、組み替え等を行った。</p> <p>今後、独居高齢者への包括的な支援体制の整備にむけた事業の改変等を行う際には、そのプロセスで利用者への丁寧な説明や意見交換等の機会を設けていく。</p>	-

[達成度] A...100% B...80%以上100%未満 C...50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満